

万一の場合に備えて(死亡・高度障がい保障)

グループ保険

〔団体定期保険 こども特約付年金払特約付〕

「グループ保険」は、**万一の場合の死亡・所定の高度障がい**を保障します。

保険医共済会が自信を持っておすすめします！

勤務医の方も加入いただけます！

ぜひ、お申込みください！

毎月、加入
いただけます！



申込締切日と効力発生日

更新の場合

令和7年4月1日加入 令和7年4月1日のご加入については以下の取扱いとなります。

申込締切日：令和7年2月3日(月)

効力発生日：令和7年4月1日

毎月加入の場合

令和7年5月1日以降加入 令和7年5月1日以降のご加入については以下の取扱いとなります。

申込締切日：毎月20日 (20日が営業日でない場合は翌営業日とします。)

※「申込書兼告知書」に必要事項をご記入・押印のうえ保険医共済会へご提出ください。

※増額は毎月の取扱いが可能です。減額は原則更新時のみの取扱いとなります。

効力発生日：翌々月1日 (引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。))が「申込書兼告知書」を受理した場合。)

【ご加入例】

令和7年6月16日にお申込みの場合、効力発生日は令和7年8月1日となります。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。



金融庁の公的保険ポータルは
こちら

追加募集のお申込み方法とご契約スケジュール

毎月20日が保険医共済会の締切日です。

翌月に掛金を口座振替します。

保障が始まります。

毎月 20日
保険医共済会 申込締切日



翌月 口座振替
振替



翌々月 1日 (※)
保障開始日(効力発生日)

(※)引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。))が「申込書兼告知書」を受理した場合。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

■団体お問合せ先

保険医共済会

TEL:06-6563-6681

〒556-0021

大阪市浪速区幸町1-2-34 (大阪府保険医協同組合会館内)

■日本生命お問合せ先

日本生命保険相互会社 本店公務部

TEL:06-6209-6457

※お問合せの際には、記号証券番号(932-6263)をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

引受保険会社

日本生命保険相互会社(事務幹事会社) 富国生命保険相互会社 大樹生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 太陽生命保険株式会社
第一生命保険株式会社 明治安田生命保険相互会社

「障がい」の表記

当りうでは、「障害」を「障がい」と表記しています。

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

制度内容の詳細につきましては、パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等を含みます。)を必ずご確認ください。

グループ保険の特徴

ご本人さまは最高6,000万円までの死亡(所定の高度障がい状態)保障！

※加入いただける最高保険金額は年齢により異なります。

- 保険年齢70歳まで新規加入・増額いただけます。その後、原則として、加入資格を満たすかぎり保険年齢75歳まで継続加入いただけます。
※ただし、保険年齢66歳以上の場合、保険金額に上限があります。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 1年更新の保険ですので、ライフイベントに合わせ、毎年保障額の見直しができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- グループ保険では、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少ない場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

【死亡保険金額6,000万円にご加入、確定年金の定額型をご選択の場合】

受取期間	年金月額	年金受取総額
5年	約100.3万円	約6,023万円
10年	約51.0万円	約6,129万円
15年	約34.6万円	約6,235万円

※詳細は、パンフレットをご確認ください。

左記の年金額は、令和6年6月24日現在において、この保険契約の引受保険会社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。

実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、左記の年金額が増減することがあります。

保障額と掛金

< 本人・配偶者 >

対 象			死亡保険金額(高度障がい保険金額)									
			本人			配偶者						
保険年齢	性別		6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	500万円
16歳～35歳 本人(H1.10.2生～H21.10.1生) 配偶者(H1.10.2生～H19.4.1生)	男性		5,100円	4,250円	3,400円	2,550円	2,125円	1,700円	1,275円	850円	680円	425円
	女性		3,180円	2,650円	2,120円	1,590円	1,325円	1,060円	795円	530円	424円	265円
36歳～40歳 (S59.10.2生～H1.10.1生)	男性		6,600円	5,500円	4,400円	3,300円	2,750円	2,200円	1,650円	1,100円	880円	550円
	女性		5,520円	4,600円	3,680円	2,760円	2,300円	1,840円	1,380円	920円	736円	460円
41歳～45歳 (S54.10.2生～S59.10.1生)	男性		9,060円	7,550円	6,040円	4,530円	3,775円	3,020円	2,265円	1,510円	1,208円	755円
	女性		6,840円	5,700円	4,560円	3,420円	2,850円	2,280円	1,710円	1,140円	912円	570円
46歳～50歳 (S49.10.2生～S54.10.1生)	男性		13,080円	10,900円	8,720円	6,540円	5,450円	4,360円	3,270円	2,180円	1,744円	1,090円
	女性		9,780円	8,150円	6,520円	4,890円	4,075円	3,260円	2,445円	1,630円	1,304円	815円
51歳～55歳 (S44.10.2生～S49.10.1生)	男性		19,200円	16,000円	12,800円	9,600円	8,000円	6,400円	4,800円	3,200円	2,560円	1,600円
	女性		13,320円	11,100円	8,880円	6,660円	5,550円	4,440円	3,330円	2,220円	1,776円	1,110円
56歳～60歳 (S39.10.2生～S44.10.1生)	男性		27,840円	23,200円	18,560円	13,920円	11,600円	9,280円	6,960円	4,640円	3,712円	2,320円
	女性		16,980円	14,150円	11,320円	8,490円	7,075円	5,660円	4,245円	2,830円	2,264円	1,415円
61歳～65歳 (S34.10.2生～S39.10.1生)	男性		42,780円	35,650円	28,520円	21,390円	17,825円	14,260円	10,695円	7,130円	5,704円	3,565円
	女性		22,620円	18,850円	15,080円	11,310円	9,425円	7,540円	5,655円	3,770円	3,016円	1,885円
66歳～70歳 (S29.10.2生～S34.10.1生)	男性					31,800円	26,500円	21,200円	15,900円	10,600円	8,480円	5,300円
	女性					15,300円	12,750円	10,200円	7,650円	5,100円	4,080円	2,550円
71歳 (S28.10.2生～S29.10.1生)	男性								20,835円	13,890円	11,112円	6,945円
	女性								10,170円	6,780円	5,424円	3,390円
72歳 (S27.10.2生～S28.10.1生)	男性								23,055円	15,370円	12,296円	7,685円
	女性								11,340円	7,560円	6,048円	3,780円
73歳 (S26.10.2生～S27.10.1生)	男性								25,635円	17,090円	13,672円	8,545円
	女性								12,705円	8,470円	6,776円	4,235円
74歳 (S25.10.2生～S26.10.1生)	男性								28,620円	19,080円	15,264円	9,540円
	女性								14,220円	9,480円	7,584円	4,740円
75歳 (S24.10.2生～S25.10.1生)	男性								32,160円	21,440円	17,152円	10,720円
	女性								15,855円	10,570円	8,456円	5,285円

【保険金額の上限について】

効力発生日時時点の保険年齢が以下に該当する方は、申込みいただける保険金額に上限を設けております。
各年齢に該当される方で、対象となる年齢の最高保険金額を超える方は、「申込書兼告知書」のご提出がない場合、効力発生日から各年齢の最高保険金額に自動的に減額されますのでご確認ください。(各年齢の最高保険金額を下回る金額での加入を希望される方は、「申込書兼告知書」のご提出が必要です。)

- 保険年齢66歳～70歳の方(本人)
⇒ 最高保険金額は3,000万円です。
- 保険年齢71歳～75歳の方(本人・配偶者)
⇒ 最高保険金額は1,500万円です。

< こども >

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	400万円	300万円
保険年齢	月払掛金(確定)	
3歳～22歳 (H14.10.2生～R4.10.1生)	280円	210円

- 掛金は毎月ご登録口座から振替えます。
- 掛金を2カ月間滞納された場合は、最終振替月の末日に遡ってこの保険契約から脱退となります。
- 保険年齢は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年4月1日)から適用します。掛金には制度運営費が含まれております。追加募集の際に加入(*)される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、保険医共済会までご照会ください。
(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。
なお、掛金は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。
また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、令和6年8月1日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

お支払いに関する重要事項など、詳細については
パンフレット5ページをご参照ください。